15	(1)　群馬県沼田市材木町字滝棚1173－1　(471.70) (2)　群馬県利根郡みなかみ町師字大沢田810　(425.20)	北緯36度38分40秒東経139度02分54秒の地点と北緯36度40分28秒東経139度00分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
16	(1)　群馬県前橋市下沖町138－2　(173.90) (2)　群馬県佐波郡玉村町大字福島78－1　(110.90)	北緯36度23分56秒東経139度05分35秒の地点と北緯36度18分54秒東経139度06分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
17	(1)　東京都国分寺市本多２－13－1　(124.40) (2)　東京都小金井市本町２－20－6　(101.10)	北緯35度42分20秒東経139度28分49秒の地点と北緯35度42分19秒東経139度29分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
18	(1)　千葉県市原市立野字東大堀切364－2　(135.70) (2)　千葉県市原市五井南海岸８－５　(45.40)	北緯35度26分29秒東経140度05分32秒の地点と北緯35度31分28秒東経140度03分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
19	(1)　千葉県市原市立野字東大堀切364－2　(129.20) (2)　千葉県市原市廿五里字小八幡1424－1　(47.80)	北緯35度26分29秒東経140度05分32秒の地点と北緯35度27分49秒東経140度05分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度28分08秒東経140度05分28秒の地点と北緯35度29分29秒東経140度05分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
20	(1)　千葉県柏市豊四季237－1　(78.20) (2)　千葉県柏市大井字天神向2476　(59.60)	北緯35度52分01秒東経139度56分46秒の地点と北緯35度51分23秒東経139度59分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度51分22秒東経139度59分07秒の地点と北緯35度51分06秒東経140度00分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
21	(1)　長野県飯山市南町19－2　(366.50) (2)　長野県下高井郡木島平村大字往郷字北原地3810－1　(428.50)	北緯36度50分53秒東経138度21分47秒の地点と北緯36度51分12秒東経138度24分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
22	(1)　鹿児島県鹿児島郡十島村悪石島字御岳139　(561.10) (2)　鹿児島県鹿児島郡十島村諏訪之瀬島字下切石204　(124.10)	北緯29度27分56秒東経129度35分48秒の地点と北緯29度28分26秒東経129度36分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯29度36分10秒東経129度42分01秒の地点と北緯29度36分17秒東経129度42分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
23	(1)　鹿児島県鹿児島郡十島村悪石島字御岳139　(561.10) (2)　鹿児島県鹿児島郡十島村平島字アトリ267　(214.10)	北緯29度27分57秒東経129度35分45秒の地点と北緯29度28分26秒東経129度35分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯29度40分37秒東経129度32分08秒の地点と北緯29度41分04秒東経129度32分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
24	(1)　佐賀県鳥栖市元町字川原1328－5　(62.50) (2)　佐賀県鳥栖市立石町字一本杉2061　(73.00)	北緯33度22分26秒東経130度30分24秒の地点と北緯33度22分09秒東経130度29分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
25	(1)　宮崎県児湯郡西米良村大字竹原字津賀瀬69－1　(650.70) (2)　宮崎県児湯郡西米良村大字小川字鳥居之元458　(1202.90)	北緯32度14分24秒東経131度08分41秒の地点と北緯32度15分10秒東経131度10分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
26	(1)　長崎県松浦市志佐町浦免字宮ノ前907－2　(45.40) (2)　長崎県松浦市鷹島町三里免字永久保1513－2　(128.70)	北緯33度24分21秒東経129度44分06秒の地点と北緯33度24分36秒東経129度44分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度24分41秒東経129度44分14秒の地点と北緯33度24分48秒東経129度44分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
27	(1)　佐賀県唐津市肥前町大字入野字田ノ峯甲2352－1　(189.10) (2)　長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免字遠見93－1　(111.20)	北緯33度26分34秒東経129度49分14秒の地点と北緯33度26分39秒東経129度48分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度26分40秒東経129度48分51秒の地点と北緯33度26分43秒東経129度48分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度26分43秒東経129度48分38秒の地点と北緯33度27分10秒東経129度47分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度27分30秒東経129度45分49秒の地点と北緯33度27分32秒東経129度45分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
28	(1)　熊本県熊本市北区植木町鐙田1066－2　(137.00) (2)　熊本県熊本市西区河内町大多尾字水谷509－2　(187.00)	北緯32度52分53秒東経130度41分38秒の地点と北緯32度51分37秒東経130度40分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
29	(1)　熊本県熊本市北区植木町石川字向原463　(118.00) (2)　熊本県菊池市泗水町田島字岡原2858－5　(128.00)	北緯32度54分43秒東経130度43分25秒の地点と北緯32度56分30秒東経130度44分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　東京都渋谷区神南２－２－1　(133.00) (2)　東京都港区芝公園４－２－8　(203.50)	北緯35度39分57秒東経139度41分46秒の地点と北緯35度39分31秒東経139度44分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域